

富山県総合運動公園の民間活力導入に向けた社会実験募集要項

1. 実施目的

富山県では、令和6年度に富山県総合運動公園（以下「県総」という。）の魅力向上のため、民間事業者を主体とする、県武道館を含めた県総全体の最適な管理運営手法について調査を行った。

この調査で実施したニーズ調査（関係者ヒアリング、県政モニターアンケート）においては、飲食機能及び飲食物の物販機能や魅力的なイベント開催への要望が多く、それらの実現可能性を探るための取組として、本年度、社会実験（トライアル・サウンディング）を実施する。本取組に参画意欲のある民間事業者を募集し、県総にて民間事業者の提案事業を試験的に実施して、集客性及採算性を確認することで、官民が一体となって具体的かつ実現性の高い魅力向上事業の内容や事業条件を検討することを目的とする。

社会実験の意義は、以下の通り。

民間事業者の 意義	県総における実施事業のニーズ、コンセプトのマッチングの確認、自治体の意図や留意事項の確認、事業参加の判断のしやすさ等について、意見や考えを一定程度、今後の事業者公募の内容に反映させることが可能となる。
富山県の 意義	市場性の確認、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した事業の検討及び公募条件の策定が可能となる。

2. 募集内容

県総を社会実験フィールドとして活用する提案を募集する。

(1) 対象公園

富山県総合運動公園（一部エリア）

※概要は、別紙1を参照

(2) 提案の要件

提案内容については、以下の全ての要件を満たすものとする。なお、事業内容の検討に当たっては、別紙2「令和6年度 第2回県政モニターアンケート結果の概要について」を参考に、県民ニーズの高い事業とすること。

- ・ 県総の魅力向上に資する事業で、県総を社会実験フィールドとして活用する内容であること
- ・ 利用者の利便性や満足度を高めるもので、次年度以降の本格実施や常設につながる可能

性がある内容であること

- ・ 一般来園者の公園利用に支障をきたす恐れがないものであること
- ・ 感染症対策など来園者の安全に配慮された内容となっていること
- ・ 確実に実施できる内容とすること
- ・ 事業の実施にあたっては、富山県を共催者とする

(3) 費用負担

事業実施に係る費用負担については、原則、全て事業実施者の負担とする。

- ・ 県総内のインフラ（水・電気）を使用する場合は、事業実施者の負担とする
- ・ 各種申請や保険加入等に係る費用は、事業実施者の負担とする
- ・ 「4.(5)1) 事業の実施」に記載の利用者アンケートに要する費用は、事業実施者の負担とする
- ・ 事業実施後は、事業実施者の負担により原状回復することを原則とする

なお、必要に応じて富山県による下記の支援の実施を予定している。

- ・ 事業実施期間中の公園使用料の減免等（有料公園施設を利用する場合の施設利用料金は半額免除、その他の場所を利用する場合の行為許可・占用許可使用料金は全額免除）

＜有料公園施設一覧＞

- ・ 富山県陸上競技場
- ・ 運動公園補助競技場
- ・ 運動公園芝生スポーツ広場
- ・ 運動公園多目的広場
- ・ 運動公園屋内グラウンド
- ・ 運動公園ファミリー広場

有料公園施設の利用料金など詳細については県総 HP を確認のこと

(https://toyamap.or.jp/kenso/info_map/)

- ・ 企画段階における助言や指定管理者及び利用団体との連絡・調整
- ・ 県及び公園のHPやSNS等を活用したPR・広報

(4) 実施期間・実施時間

実施期間は、以下の通りとする。

実施期間　　：令和7年7月11日（金）から令和8年2月1日（日）

※ただし、県総休園日である火曜日は除く

事業実施期間：1日から1ヶ月程度

実施可能時間：午前9時から午後5時まで

※ただし、実施が既に決定しているイベントや県武道館の整備工事、公園の維持管理等との調整が必要な場合がある

※1 ヶ月以上の事業実施を希望する場合は、別途協議する

※各種イベントが重なった場合は、日時の変更をお願いする場合がある

※同一の候補地や日時等、複数の提案があった場合は先着順とする

※提案内容及び県との協議結果にもよるが、早朝、夜間などの時間外の事業実施を認める場合がある。早朝、夜間などの時間外の事業実施を希望する者は、県に事前相談すること

3. 参加要件

事業実施希望者は、参画意欲のある法人又は法人グループとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、本社会実験の事業実施希望者として認めない。

- ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者
- ・ 参加申込書提出時点で、富山県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者
- ・ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生・再生手続き中の者
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、富山県暴力団排除条例（平成 23 年富山県条例第 4 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団、第 2 号に規定する暴力団員又は富山県暴力団排除条例に関する規則（平成 23 年富山県公安委員会規則第 2 号）第 3 条各号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者
- ・ 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む）をいう。）及び地方税を滞納している者

4. 提案から実施までの流れ

○全体スケジュール

日程	内容
令和 7 年 6 月 11 日（水） ～令和 7 年 8 月 29 日（金）	事前相談の受付
令和 7 年 6 月 11 日（水） ～令和 7 年 10 月 31 日（金）	提案の受付
随時	提案審査・認定
事業実施者の認定後速やかに	各種申請書の提出
令和 7 年 7 月 11 日（金） ～令和 8 年 2 月 1 日（日）	社会実験の実施
社会実験実施後 20 日以内 （事業実施が令和 8 年 1 月以降の 場合は 10 日以内）	実績報告書の提出

実績報告書提出後	ヒアリング
令和 8 年 3 月（予定）	実施結果（概要）の公表

(1) 事前相談の実施

1) 受付期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）～ 8 月 29 日（金）

2) 方法

事前相談を希望する者は様式 1 に必要事項を記入の上、「6. 問合せ・提出先」へ電子メールにより提出する。

富山県にて日程調整したうえ、実施することとする。

なお、事前相談は必須ではない。

(2) 提案書類の提出

1) 受付期間

令和 7 年 6 月 11 日（水）～ 10 月 31 日（金）

2) 提案書類の内容・提出方法

事業実施希望者は、下記の書類に必要事項を記入のうえ、受付期間内に「6. 問合せ・提出先」へ電子メールにより提出すること。

書類	様式	提出部数
参加申込書	様式 2	1 部
誓約書	様式 3	1 部
納税証明書「その 3 の 3」（法人税、消費税、地方消費税に未納の税額がないことの証明書） ※写しの提出も可とする	—	1 部
県税に係る納税証明書 ※写しの提出も可とする	—	1 部
営業許可証の写し ※飲食の場合のみ	—	1 部

(3) 実施事業の決定

実施事業の決定にあたっては、「2.（2）提案の要件」との整合や、他のイベント等との日程や内容の重複等を考慮して決定し、その結果を事業実施希望者へ通知する。

(4) 事前協議

事業実施前に事前協議を実施する。

事業実施者は、提案内容の実施に必要な書類を提出する(都市公園内行為許可申請書、都市公園占用許可申請書、特定有料公園施設使用料減免申請書等)。

なお、実施する事業の内容によって許可の種類及び申請書類が異なるため、実施希望事業が確定した段階で富山県と調整を行う。

(5) 事業の実施・報告

1) 事業の実施

提案書類や事前協議の内容に基づき、事業を実施すること。

事業実施期間中、事業実施者の負担で利用者へのアンケートを行うこと。利用者アンケートの内容は、事業内容を踏まえて別に県から指示するほか、方法についても県と協議し、事業実施者において配布・回収・集計を行い、実績報告書の一部として提出すること。その他、県による現地視察などモニタリング調査に協力すること。

事業終了後は、事業実施者の負担で原状復帰を行うこと。

2) 事業の中止又は延期

次の場合は、事業の実施を中止又は延期することがある。

- ・ 提案書類や事前協議により取り決めた事項に反する行為が確認されたとき
- ・ 災害等により、事業の継続が困難であると富山県が判断したとき
- ・ その他、特別の事情により、事業の継続が困難であると富山県が判断したとき

3) 実績報告書の提出

事業実施後 20 日以内（事業実施が令和 8 年 1 月以降の場合は 10 日以内）に、富山県に実績報告書（様式 4）を提出すること。

富山県は、必要に応じて実績報告書の内容をもとに事業実施者へのヒアリング調査を行うことがある。

5. 留意事項

- ・ 事業実施者が実施する事業については事業実施者が責任を持って遂行するものとし、事業実施に伴い発生する一切のリスクについては、原則として事業実施者が負うものとする。
- ・ 事業実施により発生したごみ等は必ず持ち帰ること。また、飲食物の配布・販売を行う場合は、ごみ箱を用意するなどにより容器等のごみを回収すること。

- ・ 多くの来場者が予想される場合は、来場者の管理は事業実施者にて行うこと。
- ・ 本社会実験への参加実績は、後の事業者公募等における評価の対象とはならない。
- ・ 提案書類の著作権は、事業実施希望者・事業実施者に帰属するが、提案書類は返却しない。
- ・ 本社会実験終了後、結果概要として個別の企画の概要を含めて、ノウハウ等に配慮したうえで公表する場合がある。

6. 問合せ・提出先

〒930-850

富山県富山市新総曲輪 1 番 7 号

富山県 生活環境文化部 スポーツ振興課

T E L 076-444-3403

F A X 076-444-4617

E-Mail asportshinko@pref.toyama.lg.jp